

平成 29 年 3 月 8 日（水）

所得税法等の一部を改正する等の法律案【質問全文】

民進党・新緑風会 古賀之士

民進党・新緑風会の古賀之士です。私は、会派を代表いたしまして、「所得税法等の一部を改正する等の法律案」について質問をいたします。

冒頭に、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、わが国の排他的経済水域に落下した事案についてお尋ねいたします。本院においては、昨年 2 月 9 日に抗議の決議を行いました。それを無視する暴挙と断ぜざるを得ません。今後、わが国としてどのように対応すべきか、拉致問題解決の意思とともに、総理にお伺いいたします。

この所得税法改正案は、言うまでもなく税を定める法律です。税のあり方は、国民の生活に大きく影響を与えます。とくに、負担の追加をお願いされる国民にとっては、税の議論は必ずしも心地の良いものではありません。それでも、政治を信頼することができれば、多くの国民が国の未来のために受け入れてくれると考えます。

ところが、残念なことが起きています。ある小学校では、総理の名を冠して寄附金を募り、総理夫人が名誉校長を務めていました。その学校に、国有地が格安で払い下げられました。豊中市に売却されたすぐ隣の国有地の、約 10 分の 1 の価格です。地下にごみがあるから、という理由ですが、見積もりは外部の業者ではなく、今までやったことのない国交省が行いました。そして、経緯を示した公的文書は、すでに廃棄されています。官庁に便宜を図るよう、学校理事長が自民党の国会議員に働きかけていたことが明らかになったのに、事実関係を調べようともしていません。当時、国有財産を管轄していた財務省理財局長は、現在、税務行政を司っている国税庁長官です。いわば、歳入のプロ中のプロです。しかし、この問題について説明責任を果たすお考えはないようです。

森友学園を巡る疑惑は、たんに、いち学校法人の問題ではありません。国の貴重な財産の処分がずさんに行われている。そのうえ、国会での調査要求に対し、真摯に応じているとはとても言えません。総理、この所得税法改正案の参議院での議論の前に、強いリーダーシップを発揮し、財務省及び国土交通省の担当部局に対して、政治家から働きかけを受けたことがあるかについて、総理大臣として徹底的な調査を行うお考えをお持ちか、お尋ねいたします。また、本件が国有財産法等の法令、告示、訓令及び通達等に違反していな

いか、財務大臣に確認いたします。

売買交渉記録が破棄されたなど、公文書管理がいかに杜撰であったかも白日にさらされました。この問題につきましては、南スーダンの PKO の活動を記録した日報がわずか 3 か月で廃棄され、自衛隊の安全に関する情報が隠ぺいされていた事実もあります。そこで、公文書管理を担当する山本大臣にお尋ねいたします。「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」という公文書管理法の目的に鑑み、今回の財務省の行動は、適切とお考えでしょうか。また、目的がより徹底されるよう、法令等を見直すお考えはないのでしょうか。

さて、昨年 6 月 2 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、(税制の構造改革)として、「税体系全般にわたるオーバーホールを進める」とされました。まず、総理にお伺いします。今後、わが国はどのような経済社会を目指すべきであり、そのために必要な税体系のオーバーホールとは、どのようなものと考えているのでしょうか。そのなかにおける本法案の位置づけも含めて、お答え願います。

基本方針 2016 を受けて、政府税制調査会では、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」など、様々な検討が行われてきました。しかし、いざ法案として出てきたものを見れば、項目として「税体系全般」の改革とは程遠く、その内容も中途半端で、まさに「羊頭狗肉」と言わざるをえません。

まず、個人所得課税改革、そのなかでも大きな論点である、配偶者控除及び配偶者特別控除の問題についてお尋ねします。政府は、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する一環とうたっていますが、その効果があるようには思えません。今回の配偶者特別控除の 150 万円への拡大によって、どれくらいの納税者に影響が及ぶのでしょうか。また、どれくらいの配偶者が、どの程度就労時間を増やすのでしょうか。対象となる人数や増加する時間数など、具体的なご答弁を財務大臣よりお願いいたします。

配偶者控除及び配偶者特別控除の問題については、納税者とその配偶者との関係を整理することも必要でしょう。そもそも現行の配偶者控除については、納税者の控除と配偶者自身の控除の両方が併存するという、いわゆる「二重の控除」の問題も指摘されています。さらに、現在は法律婚の配偶者を要件としていますが、これを事実婚などへ拡大する考え方もあります。これらの点につき、財務大臣のお考えをお示してください。

他にも検討すべき課題が残っています。配偶者控除及び配偶者特別控除を、別の控除方式に代えることができないかどうかです。政府税制調査会の「経済社会の構造変化を踏ま

えた税制のあり方に関する中間報告」では、移転的基礎控除を税額控除方式で導入する案や、配偶者控除に代えて夫婦世帯を対象とした新たな控除を設ける案を検討したうえ、両案について様々な課題が記されていました。まず前者について、「配偶者の所得を適時・正確に把握して納税者本人に課税を行うことが実務上困難である」と指摘されていますが、マイナンバーの本格的稼働によってもなお困難と判断しているのか、財務大臣のお考えをお聞きます。また、後者について、規模拡大に伴う財源の確保などの課題が指摘されています。この点については、与党がまとめた税制大綱でも、「夫婦控除は「非常に多額」の財源を必要とする」と指摘されました。しかし、いずれも抽象的表現であり、検討の結果としては不十分です。政府として、夫婦控除の導入に伴う財源の試算を行ったのか、財務大臣にお尋ねします。あわせて、税制大綱では「世帯単位の所得把握が難しい」ともしていますが、マイナンバーの活用でもなお困難と考えるのか、お聞かせ願います。

金融所得課税、とくに今回の積立 NISA の創設についてもお伺いします。初年度、5 年後及び 10 年後における利用人数と市場規模ほどの程度と試算しているか、また既存 NISA 及び個人型確定拠出年金、IdecO との棲み分けについてどう考えるか、いずれも金融担当大臣よりお答えください。とくに、既存の NISA について、非課税期間及び制度自体の恒久化又は延長を望む声がありますが、この点に留意してご答弁願います。

なお、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」では、「老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築」という項目がありますが、自助努力の支援の本当の目的は、公的社会保障制度の責任を放棄することにあるとの懸念があります。この点について、総理大臣よりご回答ください。

次に、デフレ脱却・経済再生措置に向けた税制措置についてお伺いいたします。総理は、今年の年頭記者会見を含め、たびたびデフレ脱却の決意を述べられています。しかし、「デフレではないがデフレから脱却していない」という禅問答のような表現をされているのも、また事実です。では、デフレ脱却を宣言できるのはいつを目途としているか、総理大臣にお聞きいたします。

デフレから脱却するにあたっては、総理もおっしゃる通り、賃上げが重要です。本法案では、賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直しも含まれています。この見直しによりどれくらいの賃上げが実現すると見込んでいるか、財務大臣よりお答えください。

個人のみならず企業、とくに中小企業の状況を改善していくことも求められます。地域経済を牽引する企業向けの設備投資促進税制の創設及び中小企業向け設備投資促進税制の拡充について、対象となる企業数はどの程度で、経済効果はどの位と見込んでいるか、財務大臣にお尋ねいたします。

麻生財務大臣の総理大臣時代に、道路特定財源は一般財源化されました。自動車関係諸税については、受益と負担の関係はなくなったはずですが、本税制によるエコカー減税の縮小ではなく、自動車取得税の廃止、自動車重量税の当分の間税率の廃止を含む、自動車関係諸税の抜本的改革を可能な限り早期に行うべきと考えますが、財務大臣のご所見をお願いします。

税を徴収する現場の状況についてお尋ねいたします。あらゆる税の徴収は法律の制定のみでは不十分であり、最終的には優秀な人材によって確保されるものです。しかし、現状には大きな不安を抱いています。所得税や法人税の申告件数は、趨勢としては増加傾向にあります。また、国際課税を巡る状況について言えば、海外現地法人企業数は10年間で約1.6倍に増加、国外送金等調書提出枚数に至っては2倍以上になっています。さらに今後は、消費税率の引上げや国際取引のいっそうの課税適正化に対処するため、業務量が増加する見込みです。

その一方、国税庁の定員は過去5年間で597人の減員となっており、ようやく来年度で増員が予定されているものの、定員55,666名に対しわずか1名、全体の0.0018%に過ぎません。また、国際課税を担当する国際税務専門官は363名であり、524の税務署の数と比べても少なすぎます。業務量の傾向に見合った人員配置とは、とても言えないのではないのでしょうか。

人員不足の結果は、実際に調査する割合の低下として如実に現れています。法人は全体の3.1%、個人は1.1%。単純に計算すれば、それぞれ33年に1回、100年に1回となります。こうした状況のままでは、納税者のコンプライアンスに悪影響が及ぶことは間違いありません。適正・公平な課税と徴収の実現および歳入の確保のためには、国税職員の定員確保と機構の充実が急務であり、今後とも、計画的・中長期的に定員の拡充・増員を行っていくことが重要と思われませんが、総理大臣のお考えをお聞かせ願います。

むすびに、繰り返しになりますが、総理に再び申し上げます。国民の信頼なくして、税のあり方を決めることはできません。まず、税金のムダづかいは許さないと、行政府の長として強いリーダーシップを発揮されることをお願いいたしまして、私の代表質問を終わります。ご清聴、誠にありがとうございました。